



自分の超勤実績を知るのに理由があるの!?

組合への不当な支配介入が

発生



36の検証を行うため、組合員が勤務時間外に自分の超勤実績を知るため管理者へ聞きに行ったところ「何に使うのですか」と理由を聞かれ、実績が示されなかった事象が発生しました。なぜ理由が必要なのか聞くと、「横流しされると困る」「組合で使うから超勤を知りたいではダメです」ということでした。

労基署・労働委員会の見解

- ◆超勤実績を労働者が聞くのは当たり前の権利であり、使用者は教える義務がある。
- ◆理由を言わないと提示しないというのは不当労働行為にあたる。
- ◆個人の超勤を労働組合に教える事は、何の問題もない。むしろ労働組合は労働条件改善のためにも必要なこと。
- ◆これが続いて組合活動に支障があれば不当労働行為になる。

理由がないとダメだ！
支社から指導されている



超勤実績を聞きに行くと
小金井運転区では・・・

超勤実績を明らかにしない「ブラック企業」にはダメだ!

組合員のみなさん安心してください!
超勤実績を聞くことは労働者の当然の権利です。
堂々36検証に取り組もう!!